

## 第 5 期第 9 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 21 年 5 月 11 日 ( 月 ) 午前 10 時から 12 時まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、中西委員、今井委員、岡澤委員、浅見委員、新木委員、加賀美委員、阪井委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、西川委員、かしわざき委員、薄井委員、柳沢委員、白石委員、松村委員、吉川委員、北川委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、国保年金課長、職員課長、文化国際課長ほか

4 傍聴人 1 人

5 議事および配布資料

諮問事項

(1) 諮問第 13 号

国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 1

(2) 諮問第 14 号

国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2

報告事項

目的外利用に関する事前一括承認基準の適用について ( 文化国際課 ) 資料 3

その他

6 意見等要旨

は審議会委員の発言、 は所管課および事務局の発言を示す。

< 諮問第 13 号 >

区内約 5000 の資格証世帯の減少を目的として、生活状況等の調査を実施する。従来から訪問による納付事務に関しては区の職員および嘱託収納員が行っていたが、当人に接触すらできない事例が多くあった。そこで、まずは訪問調査を業務委託することによって、当人と接触する機会を増やし、個々の生活状況を把握した上で、適切な対応を行っていききたい。

訪問調査はセンシティブな個人情報を扱うことになるので当人や近隣への配慮、調査員への十分な研修を行い、慎重に行ってもらいたい。

< 諮問第 14 号 >

国民健康保険の資格事務における恒常的な繁忙を解消するために書類の処理・分類・保管、データ入力および印刷等の判断を要さない軽微な事務について、一部業務委託する。なお、この一部業務委託については、過重労働の解消および正規職員数の抑制をしながら、適正な人員配置を行うことにより、効果的な行政運営を目的とするものである。今後も区の方針として同様の業務委託を進めていく。

< 報告事項 >

外国人意識意向調査のために文化国際課が戸籍住民課の外国人登録情報を目的外利用する。この情報からを約 6,000 名分抽出し、調査票の発送・回収、調査結果の分析および成果物の作成を業務委託する。調査の結果は、各種国際交流推進事業の基礎資料として活用する。

## 7 発言内容

- (会長) ただいまから、第5期第9回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。まず、議事に入る前に事務局から報告があります。
- (事務局) — 事務局より人事異動に伴う職員の紹介を行う。 —
- (会長) それでは、本日の議事に入ります。本日は、諮問が2件、報告が1件となっています。はじめに、諮問第13号の説明をお願いします。
- (国保年金課長) — 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料1に基づき説明 —
- (会長) ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 調査票は資格証世帯の調査であることが分からないような様式になるのですが、実際に使用する調査票はどのようなものになりますか。また、資料の4ページに個人情報保護としてプライバシーマークの記載がありますが、この付与認定の条件はどのようなものですか。
- (国保年金課長) 調査対象者の台帳と、それとは別に建物の種別、生活の実体があるかどうかなどを記載する調査票があり、それらを付け合せて利用します。ですので、仮に調査票を紛失してしまうようなことがあります。どこのだれの情報かということは特定できないような形になっています。それと、プライバシーマークに関してですが、認定付与は日本情報処理開発協会という財団法人が認定指針に基づいて行います。
- (委員) 調査票の内容や利用方法に関しては理解できました。その上で漏えい等の事故が起きないように、慎重に取り扱っていただければと思います。それと、プライバシーマークが認定付与される条件はどのようになっていますか。
- (情報公開課長) 財団法人日本情報処理開発協会が認定付与を決定するプライバシーマーク制度委員会が設置されています。この委員会は法律や消費者団体等の専門家で組織され、プライバシーマーク付与認定に関して、個人情報保護の内容や制度の審議を行います。また、既に認定付与されている団体につきましても、プライバシーマーク制度における欠格性の判断基準に基づいて、審議を行っています。
- (委員) 認定付与されている団体は全部でどれくらいありますか。
- (情報公開課長) プライバシーマーク制度につきましては、平成10年4月1日から開始されていますが、それから現在までどれくらいの団体が認定されているかは把握していません。認定団体数につきましては判明次第、追って報告します。
- (委員) この調査は何人で行いますか。例えば、区域割りを行ったとして、同一人物が複数の区域を調査するのであれば、調査票が一度に大量に扱われるということになると思います。また、調査票の取り扱いについてですが、調査員は委託従事者であるという証明書のようなものを持参するのでしょうか。それと、この調査を実施する際に、区から何らかの方法で告知しますか。

- (国保年金課長) 調査の具体的な方法は区域を分けて回ることになると思います。対象となる約5000世帯を不在時も考慮してそれぞれ4回程度訪問することを想定していますが、調査を行う人数につきましては、プロポーザルの際に参加事業者から提示してもらうこととなりますので、具体的な調査員の人数は未定です。調査員には写真付きの身分証明書を携帯させ、区民から求められた場合は提示するようにします。また、対象世帯が不在のときには近隣に状況を聞き取ることも想定されますが、この場合には、区の委託を受けて従事していることは話しますが、調査内容は個人のプライバシーに関するセンシティブなものなので、この点に関しては明かさないようにすることが必要であると考えます。告知については、調査自体が個人のプライバシーに関わるものですので、特に考えていません。
- (委員) 近隣の人間が調査員を見ますと、事情が分からないわけですから、一体何があったのかと不信に思うようなことがあると思います。その点、区としては何らかのフォローを行うなど検討していますか。
- (国保年金課長) 現在も区の職員と非常勤である嘱託収納員が調査を行っていますが、このノウハウを個人情報保護の観点も含めて委託従事者には十分に説明していきます。また、対象者から問い合わせがあった際にも明確に説明できる体制にしています。土日夜間の対応としても、防災宿直に対象者リストを備えて同様の体制を整えます。
- (委員) 資格証で受診する人は年間で何人ですか。また、嘱託収納員についてですが、未納分の納付処理も行っていますか。
- (国保年金課長) 現在、資格証世帯の受診人数は正確に把握できていません。今まで嘱託収納員については、現年に未納であった世帯を回っており、資格証世帯になってからの対応は専ら職員が行って来ました。しかし、昨年の夏からは嘱託収納員が回り、11月にはさらに就学前の子どもがいる世帯について再度回りました。
- (委員) 調査員は納付に関する事務を行わないということですし、センシティブな情報を扱わせる上、調査内容も不明確ですから調査自体が不要ではないでしょうか。また、東京都緊急雇用補助事業の一環であるとのことですが、区民の雇用を考えていますか。
- (国保年金課長) 今まででは区の職員と嘱託収納員で調査してきましたが、接触自体十分にできませんでした。本業務委託を行うことによって、まずは接触の機会をとり、居住されているのであれば区の職員と連絡が取れるような状態にして、納付や資格喪失手続きをしていく必要があります。また、区民を積極的に雇用しながらも、顔見知りの世帯へ訪問することのないよう、調査員の住所と近い地区には割り振らないようにすることも事業者には考慮してもらいます。
- (委員) 区民に知られてはならない情報を扱うのであれば、区の職員で行っていくべきではないでしょうか。仕様を見ますと、業務が終わった後は調査票を事業所に保管するとのことですので、漏えい・紛失の可能性があります。

この調査を本来はどこで行うべきなのかももう一度考える必要があると思います。ですので、この業務委託については反対します。

- (会長) ほかにご意見ご質問はありますか。
- (委員) 今まででは嘱託収納員で調査を行ってきたとのことですが、その中で何か問題が起こったというようなことはありますか。また、資料 2 ページの に対象者リストの返却とありますが、返却された調査票の活用方法を教えてください。
- (国保年金課長) 嘱託収納員で調査を行っていたことに関しては特に問題はありません。休日・夜間に区民から調査についての問い合わせ等があり、事業者では対応できない場合は国保年金課の担当係長が携帯電話で対応できるようにしています。また、今回の業務委託に関しましても従事者には十分な研修を行っていきます。最後に調査票の活用ですが、これに基づいて資格喪失の手続や税の申告をはじめ、生活実態に応じた各所管窓口を案内していきます。
- (委員) 区民の生活に関わるものですし、調査に当たっては近隣への配慮も必要です。それらの点を十分に踏まえて丁寧な対応を心がけてほしいと思います。
- (委員) 本業務委託は 21 年の 7 月から開始するとのことですが、今まで区で行ってきた業務を委託するに当たっては、十分な準備が必要であると考えます。これから事業者を選定するということから、短期間で従事者には十分教育できるのでしょうか。
- (国保年金課長) 国民健康保健のしくみを十分に理解し、他の自治体で訪問調査やコールセンター業務等の実績がある事業者を選定対象にしますので、この点は問題ないと思われます。
- (委員) 事業者としては実績があるとしても、今回は緊急雇用創出補助事業に基づくものですから、今までこのような調査の経験がない従事者も入ってくると思います。これらの従事者に対しては業務開始までに十分な知識やノウハウを身につけてもらえるよう対応してほしいと思います。
- (国保年金課長) プロポーザル選定を実施する際には、委員のご指摘も十分に考慮しながら選定します。
- (委員) 4 か月にわたる事業の委託料の支払いが一括であること、プライバシーマークの付与が条件であるとする、委託事業者は区外の専門事業者に限定されているのではないのでしょうか。区内で雇用を促進しようとする目的と、個人情報保護を図るという目的について、どのように考えていますか。
- (国保年金課長) 本調査を実施できる事業者はある程度絞られると考えます。実績があり、大きな基盤のある事業者がプロポーザルに応募してくると思われます。その上で、調査員には区民を優先して従事させるよう配慮する点も重視して選定します。このような事業者は今まで蓄積された知識やノウハウを元に十分な研修を従事者に行い、個人情報に配慮した調査が実現できると考えています。
- (委員) 非常にデリケートな情報を扱う業務ですから、あえて十分な準備期間のとれない緊急雇用創出補助事業により行うというところが気になります。

- (委員) 現在、保険料については社会問題になっています。保険料が支払えない方がどんな状況なのかを把握することは重要だと思います。先ほどから民間事業者が委託業務を行うのが危険だという意見がありますが、プライバシーマーク認定付与を選定の条件にしていることは個人情報保護に関して十分な配慮がされていると思います。プライバシーマークを認定付与されるということは簡単なことではありません。取得後は監査も入りますし、その点では民間事業者だから危険だということはないと思います。資格証である5000世帯をどのように救っていくのかということ念頭に、慎重に業務を行っていただければと思います。
- (会長) ほかにありますか。
- (委員) 業務内容と調査結果を活用する目的にギャップがあるように感じられません。調査結果を対象者の生活に生かすには、この業務内容だけでは目的を達成する準備段階であるように思われます。この部分の埋め合わせは今後どのようにしていく考えですか。
- (国保年金課長) 職員が行うべき部分と委託従事者が行う部分の線引きであると思います。委託従事者に調査の部分を振り分けることによって、区の職員で行うべき部分が明確になり、十分な対応が実現できると考えます。
- (委員) 行政の側で資格証の問題をどのように解決していくか検討していくことは十分行っていただきたいと思います。緊急雇用創出補助事業に合った業務委託なのかどうかは疑問の部分はあります。しかし、実施するからには、この調査結果を十分に生かして業務を行ってほしいと思います。
- (委員) 本業務委託は収納対策という意味ではなく、資格証世帯の減少が目的でありますから、その点を十分理解していただいて業務を行っていただければと思います。現在は嘱託収納員で収納対策を実施しているとのことですが、これは成果が出ていると聞いています。電話や通知文でのやり取りよりも、直接訪問して現況を確認することは大変大事なことだと思います。嘱託収納員に関しては、成果による報酬もありますが、本業務委託の仕様書には納付事務は行わないとのことですので、その点が考慮されているのかと思います。一点質問したいのですが、仕様書の中で、面接により納付の希望があった場合は、こくほ整理係やこくほ石神井係の地区担当に連絡するという記載があります。この事務は具体的にどのような流れで行われるのでしょうか。
- (国保年金課長) 今回は、納付事務までは業務内容に入れていません。資格証世帯の場合、2年半以上の未納があり、かなりの金額になっており、納付に関する相談が必要であると想定されるので、区の職員に引き継ぐこととしています。ですので、面接により納付の希望があった場合は、地域割りしたそれぞれの担当に取次を行い、対応していきます。
- (会長) 審議は十分されてきたと思いますが、なおご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 国保年金課の調査で不現住であることが判明した場合、ただちに住民票喪

失手続や保険資格の抹消につながるのでしょうか。

- (会長) 近年、家庭や経済的な理由等で生活状況が複雑化していますから、委員ご指摘のような場合はあると思われます。その点はいかががでしょうか。
- (国保年金課長) 国保年金課の調査で不現住であることが判明した時点で、戸籍住民課に調査を依頼します。そして、戸籍住民課での調査結果により、住民登録を職権消去しない限りは保険資格も抹消することはありません。
- (副会長) 東京都の失業対策事業に協力するという内容であると理解しました。そこで、本委託業務を開始するに当たっては東京都から練馬区国保年金課に個別に指示があったのでしょうか、それとも、資料の特記事項に基づいて練馬区が独自にどの業務を適用するかということを決めたのでしょうか。それと、区の方で新規の事業について民間委託していくのであれば、一般原則のような規定が必要であると考えます。ですので、個々に議論していくのではなくて、区の方針のようなものを決めていく必要があると思います。一般論を確認した上で、一度整理したいと思います。最後に、業務委託をする場合の、ある種の方針のようなものがあれば聞かせてください。
- (総務部長) 従来から区が行ってきた業務を民間の事業者や団体をお願いしていくということは、区の委託化民営化方針に基づいて、区が行ってきた業務と同等のサービスが可能であり、かつサービス向上が実現できるかどうかを基準として委託に振り分けていきます。その場合は、練馬区個人情報保護条例第13条の規定により、業務委託をする際には審議会の意見を聴いた上で実施していくかどうかを決定していく流れになっています。それを一つ省略できるものとして、審議会事前一括承認基準がありますが、今の制度では委託に関しましては、一つ一つの事例ごとに審議会に諮り、意見を聴くことが原則になっています。
- (委員) 個人情報保護の観点から審議するのが本審議会の役割ですから、事業ごとに審議するべきであると思います。本調査で利用する個人情報は民間企業に渡ることによって、様々な危険をはらんでいます。また、嘱託収納員の制度があるのですから、あえて委託業務にする必要は無いと考えます。
- (副会長)
- (総務部長) 区の方針はどのようになっているのでしょうか。
- 緊急雇用事業は東京都というよりも国が主体となっており、財源も国からのものです。緊急雇用の創出、景気対策として各自治体が創意工夫して行うものです。本業務委託も全国で一斉に行うというわけではなく、練馬区が現状を鑑みて、本業務委託の実施を決定しました。
- (委員) 資格証5000世帯への対応は従来から区でいろいろ考えながら行ってきたと思いますが、これだけでは対応しきれないということで、本業務委託に至ったと思います。ですので、区の判断が良いのか悪いのかを議論する意味自体があるのか疑問に思います。本業務委託は緊急雇用創出補助事業の方針が出されたのと時期が重なったということで、このような形になったと考えます。
- (会長) この東京都緊急雇用創出補助事業として行う本業務委託は東京都が直接指

示を出したわけではなく、練馬区の判断でこの事業に適用させたと考えて良いですか。

(総務部長) おっしゃるとおりです。東京都緊急雇用創出補助事業の一環ではありますが、どの業務に活用するかは東京都の指示ではなく、練馬区が決定しました。

(会長) わかりました。この選択は政策の問題であり、練馬区の決定で行ったということですから、この事業を選択したことについての是非は委員会等の別の場で審議していただきたいと思います。あくまでもこの事業を実施するに伴い、個人情報保護の措置がどのように図られているのかを審議すべきですので、このあたりは切り分けて考えていただきたいです。審議も出尽くしたと思いますので、この諮問に関しては原案どおり承認ということによろしいでしょうか。ただ、この点につきましては各委員からは多くの意見が出ましたので、これらを十分に考慮し、調査に当たってはプライバシーの侵害になるようなことがないように、慎重に進めていただきたいと思います。

(会長) それではつぎの諮問に移りますので、説明をお願いします。

(国保年金課長) — 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料2に基づき説明 —

(会長) この案件につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。

(委員) 端末を利用する際に必要なパスワードやIDは定期的に変更を行いますか。

(国保年金長) パスワードは定期的に変更します。

(委員) 恒常的な事務の一部を委託するとのことですが、これは東京都緊急雇用創出補助事業とは関係ないように思われますが、いかがでしょうか。

(職員課長) 本件につきましては庁内の繁忙的な業務の解消を目的として、職員課の予算で実施するものです。ですので、本業務委託につきましては、東京都緊急雇用創出補助事業とは関係ありません。

(委員) すでに委託している部分も含めて、区の職員が行う部分はどこに該当しますか。

(国保年金課長) 相談・問い合わせが区民から来た際に、各担当へ振り分けをする部分はすでに委託しています。資格や賦課事務で最終的な決定に関与する部分はすべて区の職員が行います。

(委員) 資料の業務フロー図の太線で囲んだ部分も従来は区の職員で行ってきたということですね。本業務委託は複数の事務にまたがっています。このように細かく分断されると、区の職員が全体の流れを把握できなくなるおそれはありませんか。

(国保年金課長) 委託をする部分は複数ありますが、区の職員は全体の流れを把握した上で、各々の業務についての最終的な確認します。ですので、本業務委託を行うことによって、区の職員が事務全体の流れを把握することが困難になり、今まで区が積み上げてきたノウハウや知識が失われるというようなことはありません。

- (会長) 総括仕様書の4に履行場所が練馬区役所本庁舎3階区民生活事業本部区民部国保年金課と記載されています。委託事務の履行場所は庁舎内ということですね。それを踏まえた上で議論をお願いします。
- (委員) 履行場所が庁舎内ということですので、庁舎外の事業所等で業務を行うのとは違うと思います。しかし、区の職員がこのような委託を行うことによって、業務全体の流れを把握できなくなってしまうのではないかとということ、慢性的な人手不足を委託という形で解消するということがいかなるのでしょうか。また、委託先としてはどのような業種の事業者を考えていますか。
- (職員課長) 現在27名の常勤職員がいますが、多くの問い合わせ・相談や、多岐に渡る業務を現在の体制では対応しきれません。そのような中で比較的軽微な事務と判断を要する重要な事務とを切り分けた上で、委託で対応できる部分と区の職員が行うべき部分を見極めた上で、本業務委託を行うこととなりました。今後も区の方針としましては、過重労働の解消と正規職員数の抑制を進めつつ、新たな政策課題への取り組みもしていかなければならないので、本業務委託につきましては、試行ということで行います。それと、委託先に関してですが、人材派遣や人的サービスの分野で実績のある事業者を考えています。
- (委員) 行革のためとはいえ、個人情報を取り扱う業務であることと、区の職員との連携等も考慮して、委託する際は十分に検討するべきだと思います。
- (委員) 総括仕様書の6の機材の貸与および納期で、業務で使用する端末は区の職員と同様のものを使うのですか。
- (国保年金課長) 委託従事者は区の職員と仕様は同じですが別の端末を貸与します。見られる情報については、ICカードで制限が掛けられます。ちなみに使用するコンピュータは国保年金課で用意したスタンドアロンのものです。
- (委員) ということは、業務に必要な無い情報にはアクセスできないという環境であるという理解でよろしいですか。
- (国保年金課長) おっしゃるとおりです。そのような環境にする予定です。
- (委員) 管理区域を設けて管理するとのことですが、具体的にはどのように管理しているのでしょうか。
- (職員課長) 現在様々な部署で人材派遣、委託従事者等が入っています。一概に管理区域といいましても、委託業務の内容によってそれぞれ定めている状況です。本業務委託につきましては、執務場所である国保年金課内が管理区域になると理解していただければと思います。
- (会長) ほかにありますか。なければ本案件は承認いたします。続きまして報告案件にまいります。
- (文化国際課長) — 目的外利用に関する事前一括承認基準の適用について 資料3に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 調査はいつからいつまで行われますか。また、調査後の分析は区で行うの

- ですか。
- (文化国際課長) 調査期間は6月から9月末を予定しており、分析等も業者が行います。調査が終了して分析が終わるのが11月頃になります。
- (委員) 分析等は区で行うべきではないかと思いますがいかがでしょうか。
- (会長) この調査・分析の業務委託は資料にもありますが、東京都緊急雇用創出補助事業の一環で行われるそうですが、その点も考慮した結果、分析も含まれるということになるのでしょうか。
- (文化国際課長) 調査・分析および成果物の作成を委託したいと考えております。
- (会長) 本日の報告案件は審議会事前一括承認基準の適用ということですが、外部機関に分析を委託するということは将来、改めて諮問案件ということで当審議会へ付議するのでしょうか。
- (情報公開課長) 先ほどの説明で分析という言葉が出ていますが、データの集計・解析という意味で理解していただければと思います。それを受けて、政策にどのように生かすかを精査するのが分析ですので、この部分は直接区で行います。
- (会長) わかりました。それでは審議会を終了します。ありがとうございました。

## 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

( 条例第 13 条関係 )

1 件名	国保資格証世帯への一斉訪問調査業務委託
2 委託内容	<p>資格証世帯(約 5,000)の実態を把握し、資格証世帯の減少を図るため、リストに基づき、戸別訪問し、現況を調査すること等の業務を委託する。</p> <p>主な業務内容</p> <p>(1) 資格証世帯を訪問し現況を調査する。</p> <p>(2) 納付窓口や資格喪失手続きを案内する。</p>
3 委託先	訪問調査会社
4 委託期間	平成 21 年 7 月から 4 か月間(予定)
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	世帯主名、住所、生年、性別、国保加入者名、擬制世帯主の区別、訪問日、訪問内容
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保資格証世帯への一斉訪問調査業務委託イメージ図</li> <li>・ 仕様書(案)</li> <li>・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・ 東京都緊急雇用創出補助事業に係る委託契約における特記事項</li> </ul>
	* 省略

## 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

( 条例第 13 条関係 )

1 件名	国民健康保険事務の一部業務委託
2 委託内容等	<p>国民健康保険の資格事務における恒常的な繁忙を解消することにより、頻繁に行われる国民健康保険の制度改正に的確に対応し、きめの細かい区民対応を行うなど、区民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>そのために、国民健康保険業務のうち、資格取得等異動に関する業務の一部、各種届出書の整理業務、郵送戻り被保険者証の管理業務等の定例業務を委託する。</p>
3 委託先	民間業者
4 委託期間	平成 2 1 年 7 月 1 日 ( 予定 ) から
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」および「情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	被保険者記号番号、世帯主氏名、住所、異動者の氏名・生年月日・性別・世帯主との続柄・職業、電話番号、外国人の在留資格・期間、資格取得・喪失の事由、住民税額等
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フロー図</li> <li>・仕様書 ( 案 )</li> <li>・個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> </ul>

## 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について

## 1 適用日

平成 21 年 5 月 1 日

## 2 適用理由等

外国籍住民意識意向調査を実施するにあたり、調査対象者を確認するために外国人登録に関する情報を利用する。

この利用は、目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型 1 に該当し、かつ事例の「外国人登録に関する業務から成人の日の集いに関する業務への目的外利用」に類似すると判断したため、基準を適用し、事例に追加する。

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住条件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	外国人登録に関する業務 成人の日の集いに関する業務 <u>国際交流推進に関する業務</u>

## 3 利用課

総務部 文化国際課

## 4 利用する個人情報

氏名（通称名）、性別、生年月日、住所、国籍

## 5 提供課

区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課

## 6 利用方法等

パソコン 1 台。

担当職員に対し、個人情報の保護および管理の重要性を十分に認識するように指導した。

受託者に渡した個人情報については、練馬区個人情報保護条例第 13 条および同施行規則第 6 条の規定に基づき、受託者に個人情報の保護を徹底させる。

## 国際交流推進に関する業務における個人情報の収集について

### 1 内容

国際交流推進業務における個人情報は本人からの収集を原則としている。ただし、国際交流推進に関して必要な調査を行う際には、外国人登録に関する業務から、氏名（通称名）、性別、生年月日、住所、国籍の情報提供を受け下記のとおり使用する。

### 2 個人情報の管理・使用の流れ

外国人登録に関する業務から提供された情報データは、外部環境に接続していないコンピュータ1台で、調査に必要な期間中のみ下記のとおり管理・使用する。

- (1) 調査対象とする外国籍住民の抽出および調査票発送用ラベル印刷  
発送用ラベルの複写・保管はしない。
- (2) 調査票封入、発送用ラベル貼付け、発送
- (3) 調査票の回収
- (4) 調査終了後は、外国人登録に関する業務から提供を受けた個人情報を削除・廃棄する。  
コンピュータ上のデータ、紙面ともにすべて適切に削除あるいは廃棄する。

### 3 外国籍住民意識意向調査について

- (1) 目的  
調査結果は、異なる文化背景を持った住民が共に安心して暮らせる街づくりを目指した各種国際交流推進事業の基礎資料として、事業の展開に活用する。
- (2) 内容  
20歳以上の区内在住外国人に、国際交流推進事業について、行政への要望、日常生活で感じていること、日本人との交流や地域コミュニティへの参加等をたずねる意識意向調査を行う。
- (3) その他  
東京都緊急雇用創出補助事業の一つとして実施する。